

(4) ア 弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級

① 特別の教育課程と指導上の配慮

※特別の教育課程については、ハンドブックp16～18参照

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、『児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う』ことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

自立活動においてどのような指導が必要なのかを考えるに当たっては、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」に、
 具体的指導内容例と留意点が示されていますので、
 参考にしましょう。以下に、その一部を紹介します。

自立活動の指導については、
 ハンドブックp19～
 23を参照ください。

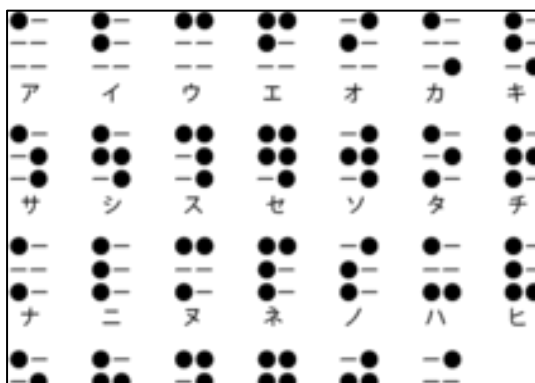


＜特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 【具体的指導内容例と留意点】より＞

＜視覚障がい＞

「6 コミュニケーション (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること」
 p98より抜粋

弱視の幼児児童生徒の場合、自分にとって学習効率の良い文字サイズを知り、拡大文字の資料を必要とする場合などに、コンピュータの拡大機能などを使って、文字サイズ、行間、コントラスト等を調整し読みやすい資料を作成できるよう指導することが大切である。また、進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。



点字

＜聴覚障がい＞

「4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること」 p 74 より抜粋

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。さらに、場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切である。



補聴援助システム機器
※補聴器だけでは聞き取りが
難しい状況において有効

＜肢体不自由＞

「5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」 p 84 より抜粋

肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、基本動作が未習得であったり、間違って身に付けてしまったりしているために、生活動作や作業動作を十分に行うことができない場合がある。そこで、個々の幼児児童生徒の運動・動作の状態に即した指導を行うことが大切である。

例えば、全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるような指導が必要である。

＜病弱＞

「1 健康の保持 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること」 p 54 より抜粋

糖尿病の幼児児童生徒の場合、従来から多い1型とともに、近年は食生活や運動不足等の生活習慣と関連する2型が増加している。そのため、自己の病気を理解し血糖値を毎日測定して、病状に応じた対応ができるようにするとともに、適切な食生活や適度の運動を行うなどの生活管理についても主体的に行い、病気の進行を防止することが重要である。

＜自閉症＞

「3 人間関係の形成 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること」 p 69 より抜粋

自閉症のある幼児児童生徒の場合、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまう場合もあるため、行動や表情に表れている相手の真意の読み取りを間違えることもある。そこで、生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者とかかわる際の具体的な方法を身に付けることが大切である。

＜情緒障がい＞

「2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること」 p 63 より抜粋

選択性かん黙のある幼児児童生徒の場合、特定の場所や状況等において緊張が高まることなどにより、家庭などではほとんど支障なく会話ができるものの、特定の場所や状況では会話ができないことがある。こうした場合、本人は話したくても話せない状態であることを理解し、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をしたり、対話的な学習を進める際には、選択肢の提示や筆談など様々な学習方法を認めたりするなどして、情緒の安定を図りながら、他者とのやりとりができる場面を増やしていくことが大切である。



次のページから、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」p 164～167に示されている、「高機能自閉症」の流れ図の例を載せています（「視覚障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「病弱」の例については、「自立活動編」を参照ください）。

視覚障がい…p 128～131

聴覚障がい…p 132～135

肢体不自由…p 140～143

病 弱…p 144～147

流れ図の例についての詳しい説明は、自立活動編に示されていますので、どのような考え方で実態把握から具体的な指導内容を設定していくのかを、自立活動編で確認ください。

【参考】高機能自閉症の流れ図の例（「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より）

学部・学年	小学校・第5学年
障害の種類・程度や状態等	高機能自閉症 知的発達に遅れはなく、他者の意図や感情の理解が苦手である。
事例の概要	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を高める指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- ・ 教科学習の内容はおおむね定着しているが、場面から登場人物の心情を推察することは苦手としている。4年生で「ごんぎつね」の学習をした時には、「ごんぎつねは悪いことばかりをしていたので、兵十に退治された」と主張した。
- ・ 忘れ物はほとんどなく、宿題は丁寧に仕上げてくる。
- ・ 係活動では進行表があれば、司会を上手に務めることができた。その後、次第に進行表がなくてもできるようになった。
- ・ 最近になってエプロンの紐を後ろで結ぶことや、髪を一人で洗ったり後ろで束ねたりすることが、家庭でできるようになった。
- ・ 急に寒くなっても薄着のまま登校するなど、暑さや寒さなどの感覚が他の児童と違うと感じる場面がある。
- ・ とめはねはらいを強調した独特の字を書く。
- ・ 学級の友達に「その服、似合っていないね」と言って、相手を泣かせたことがあった。その場では謝っていたが、相手を傷つけるようなことを言ってしまったということが理解できないようで、後で「ほんとうのことを言っただけ」と日記に書いていた。
- ・ 普段の生活ではあまりトラブルを起こすことはない。
- ・ 低学年の頃は休み時間等にクラスメイトと遊ぶ場面が見られたが、最近では一人で図書室に行って好きな本を読んでいることが増えてきた。
- ・ 自分の興味・関心に従い、クラスメイトがあまり興味のない内容の話をして聞いてくれないことがあり、「この頃、仲間外れにされている」と訴えてきたが、友達が使う流行語なども分からないようだった。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・ 寒暖に合わせて服装を調節することはできない。	・ 友達とうまく関わられていないことを自覚していて、不安が強くなってきている。	・ 相手の表情や態度から総合的に判断するのではなく、言葉や文字情報に依存して判断する傾向がある。	・ 視覚面では全体より部分を細かくとらえる傾向がある。 ・ 気温の変化を感じ取ることは苦手である。	・ 指先の巧緻性が徐々に身に付いてきている。	・ これから思春期に向かうが、その年齢に応じたコミュニケーション能力はまだ身につけていない。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- ・ 学習上の困難は主として心情理解が困難であることに起因しており、教科学習全般には意欲的でありよく理解している。（人）
- ・ 普段の人間関係において、相手の心情理解が不十分なことによる困難が増しつつある。状況に応じて周囲の人の気持ちを推測することができないことや、興味・関心が同年代の子供と異なるために、すれ違いが大きくなってきている。（人、コ）

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・ 低学年の時に仲の良かった友達とも距離ができたことを感じていて、今後ますます一人になりそうなことを心配している。（心）
- ・ 母親も仲の良い友達がいないことを聞き、心配している。今後、思春期を迎えるにあたり、対人関係が大きな課題となることに不安を感じている。（人、コ）
- ・ 人間関係が複雑になる中学、高等学校生活の前に、苦手なことや不安なことを相談する力を育てていく必要がある。（コ）

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・ 周囲の様子や相手の表情、声の調子など、多くの情報を統合し、状況や心情を推測することが難しい。（人）
- ・ コミュニケーションを続けるための言葉や動作、援助の求め方、相談の仕方などの基本的なコミュニケーションの能力が不十分である。（コ）
- ・ 人と関わる自信と意欲の低下が見られる。（心）
- ・ 年齢相応に身の回りを整えるためには、手先の巧緻性を高めていく必要がある。（身）

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
・ 心情や状況の理解に関しては、未発達な面もあるが、論理的に説明することで理解できることもあるので、理解が進むことは期待できる。現段階では、人との関わりへの自信と意欲を失いつつあること、体験的に学んでいくことが般化には必要であることから、興味・関心が共通している同年代の友達と協力して活動する中で、まずは、人と関わることへの自信や意欲を育てていく。その際、個別指導で基礎的なコミュニケーションスキルを学び、同年代の小集団においては、複数の教師による指導体制により、場に応じた言動を考え適切なやりとりができるようにすることで、心情や状況の理解を促す。 ・ 暗黙の了解として社会的に通用していることが分からない場合は、「分かっているはず」と片付けずに、丁寧に説明をすることで理解を促す。その際、自ら分からないことを質問したり、助けを求めたりする力も併せて育てる。 ・ 身体の動きに関しては、発達段階を考え、興味のもてることや趣味、余暇、年齢相応の身だしなみなどにつながることを通して、巧緻性を高める。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	・ 誘う、断る、励ます、説明する、質問するなど、人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を知り、通級指導担当の教師に対して、相手の心情を考えて使用すると共に、手先の巧緻性を高め、髪の毛や衣服の紐や留め具を一人で整えることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		1) 情緒の安定に關すること。 2)状況の理解と変化への対応に關すること。	(2)他者の意図や感情の理解に關すること。		(3)日常生活に必要な基本動作に關すること。	2)言語の受容と表出に關すること。 5) 状況に応じたコミュニケーションに關すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
・ 安心できる環境で体験的に学ぶことが有効なので、(心) (1) と (人) (2) と (コ) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。 ・ 情緒の安定を図りながら手先の巧緻性を高められるように、(心) (1) と (身) (3) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。 ・ 自己理解を高め、主体的に相談するスキルを身に付けるために、(心) (1) (2) と (コ) (2) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウである。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア 少人数の安心できるグループで、人と関わる自信と意欲を育てながら、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。	イ 思いや願いを引き出しながら、年齢に見合った身だしなみや制作（裁縫など）など、手先の巧緻性を高める課題に取り組む。	ウ 一週間の出来事をシンボルや簡単な絵などで視覚化しながら聞き取り、気持ちや状況を整理しながら言語化する。

図 14 高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

弱視、難聴、肢体不自由、病弱や身体虚弱、自閉症や情緒障がいのある児童生徒は、原則として小・中学校学習指導要領に示されている教科の目標及び内容を学習します。ただし、なお、指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障がいの状態や特性等を十分に考慮し、配慮する必要があります。

「小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 各教科」
「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」

に、配慮事項やその例が示されていますので、参考にしましょう。

以下に、配慮すべきことや具体例の一部を紹介します。



＜小・中学習指導要領 各教科解説より＞

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語（p160）



＜国語＞
読む部分だけが見えるスリット

実験「磁石に付く物と付かない物を調べよう」

1 準備する（先生の机から一つずつ持ってくる）

- ・磁石
- ・調べる物
 - 鉄くぎ
 - 針金
 - アルミホイル

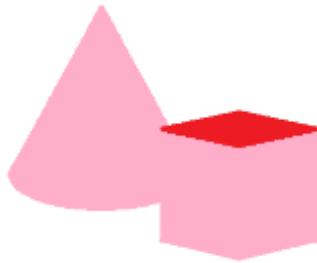
＜理科＞
実験の目的や手順を視覚的に表したプリント（一部）

実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮が考えられる。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 理科（p97）

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 数学（p 165）



＜数学＞
立体模型



＜社会＞
注目する場所を限定した地図

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 社会（p 174）

＜特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第3章より＞

※ 各教科等編は、特別支援学校を対象とした学習指導要領ですので、自閉症や情緒障がいについての配慮事項は示されていません。

＜視覚障がい＞各教科等編（p 3～7）

- ① 的確な概念の形成と言葉の活用
観察や操作活動などの直接体験や見学などの体験的な学習
- ② 文字の読み書きの指導
文字（漢字）の指導、様々な書式への対応、視覚補助具の活用
- ③ 指導内容の精選等
基礎的・基本的な事項から習得
- ④ 情報機器や教材等の活用
コンピュータ、拡大教材、弱視レンズ、書見台、照明器具等
- ⑤ 見通しをもった学習活動の展開
場の状況や活動の過程等を的確に把握できる配慮



書見台



弱視レンズ

<聴覚障がい>各教科等編（p 7～11）

- ① 言語概念の形成と思考力の育成
国語科を中心とした言語指導、言葉で考える指導の工夫
- ② 読書に親しみ書いて表現する態度の育成
読書や書くことに対する意欲や興味・関心の的確な把握
- ③ 言葉による意思の相互伝達
音声、文字、手話、指文字等の適切な選択・活用
- ④ 保有する聴覚の活用
定期的な聴力測定、適切なフィッティングの状態等の確認
- ⑤ 指導内容の精選等
基礎的・基本的な事項に重点、興味・関心のある事項を優先
- ⑥ 教材・教具やコンピュータ等の活用
視覚的に情報を獲得しやすい視聴覚教材や情報機器等の使用



手話

<肢体不自由>各教科等編（p 11～15）

- ① 「思考力、判断力、表現力等」の育成
体験的な活動を通した言葉の意味づけや言語概念等の形成
- ② 指導内容の設定等
指導内容の取扱いに軽重をつけた効果的な指導計画の作成
- ③ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫
椅子や机の位置及び高さなどの調整、課題提示等の工夫
- ④ 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用
自立活動の指導との関連を図りながら適切に活用
- ⑤ 自立活動の時間における指導との関連
学習上の困難の理解と改善・克服に向けた指導への配慮



カットアウトテーブル

<病弱>各教科等編（p 15～19）

- ① 指導内容の精選等
指導内容の連続性に配慮、各教科等相互の関連を図る
- ② 自立活動の時間における指導との関連
健康状態の維持・管理、改善等に関して自己理解を深める
- ③ 体験的な活動における指導方法の工夫
直接体験、間接体験、疑似体験、仮想体験等の工夫
- ④ 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
児童生徒の身体活動の制限等の状態に応じた工夫
- ⑤ 負担加重とならない学習活動
個々の病気の特性や状態を考慮した適切な学習活動量と対応
- ⑥ 病状の変化に応じた指導上の配慮
姿勢の変換や適切な休養の確保



タブレットPC



休憩用ベッド

同じ障がい名、疾患名でも、その状態像は一人一人違います。児童生徒個々に応じて、必要な配慮を検討しましょう。



「障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを
踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3
年6月 文部科学省初等中等教育局特別
支援教育課) も参考にしてみましょう。

※「障害のある子供の教育支援の手引」は文部科学省のホームページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



障害のある子供の教育支援の手引

検索



小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されており、児童生徒の障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科の目標や内容を下学年の各教科の目標や内容に替えることができます。

ただし、当該学年の目標及び内容を取り扱うことが難しいから下学年に替えるという考え方ではなく、児童生徒が現在までに達成している目標と、次に達成を目指す目標を見極める視点をもつことが重要です。

各教科等の目標及び内容を下学年のものに替えることについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右しますので、慎重に検討を進めましょう。

